

スイスにおける新型コロナウイルス関連情報（３月１７日）

【ポイント】

- ３月１７日１８：３０現在（１３：４５発表）、スイス国内感染者は２，２６９人。
- スイスに対する感染症危険情報の引き上げ。
- スイス全土における国境税関での交通制限。

１． ３月１７日１８：３０現在、スイス連邦内務省保健庁が発表（１３：４５）したスイス国内における感染者数等は以下のとおりです。

- （１）感染者数：２，２６９人
- （２）地域：スイス全州（一次検査で陽性となったケースを含む）
- （３）死亡者数：１９人

２． 感染症危険情報（日本国外務省）：スイスに対する感染症危険情報の引き上げ。

- （１）バーゼル＝シュタット準州：レベル３「渡航は止めてください」（渡航中止勧告）（引き上げ）
- （２）ティチーノ州：レベル３「渡航は止めてください」（渡航中止勧告）（継続）
- （３）その他の地域：レベル２「不要不急の渡航は止めてください」（継続）（ＰＣ版）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T064.html

（携帯版）

http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2020T064.html

３． スイス全土における国境税関での交通制限

１６日深夜より、スイスはイタリアとの国境に加え、ドイツ、フランス、オーストリアとの国境での国境管理を拡大。国境を接する国からの交通を利用しての入国は、スイス国民、スイスに滞在許可を持つ者、スイスの就労証明を所持する者については許可されます。国内通過や物流関係についても引き続き許可されます。また、緊急移動が必要な者も許可されます。１３０の小規模国境税関が閉鎖され、入国できる箇所が限られます。

【参考】スイス全土における国境税関での交通制限の拡大（スイス連邦関税局 HP）（※HP下部に閉鎖国境税関リスト有り）

<https://www.ezv.admin.ch/ezv/de/home/aktuell/medieninformationen/medienmitteilungen.ms-g-id-78452.html>

４． スイス国内各州における新型コロナウイルス関連ホームページ

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100017770.pdf>

５． 各航空会社の対応状況について

- （１）全日空（ＡＮＡ）

○新型コロナウイルスによる肺炎の発生に伴う国際航空券の特別対応について

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200123/>

A N A 予約センター 0800 897679 (24時間対応)

A N A ジュネーブ営業支店 022-909-1050 (月 - 金 08:30-12:30、13:30-17:30)

○新型コロナウイルスの影響に伴う 2020 年夏季ダイヤ国際線路線・便数計画の一部変更について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要減退等を踏まえ、2020 年夏季ダイヤにおける国際線について、一部期間(3月29日~4月24日)の運休・減便・開設延期等を決定いたしました。詳細は以下のとおりです

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202003/20200317.html>

(2) 日本航空 (J A L)

新型コロナウイルス肺炎に関する航空券の特別対応や各種対応について

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

(3) スイスインターナショナル航空

公式発表 (英語)

<https://www.swiss.com/jp/en/various/breaking-news>

ホームページ (日本語)

<https://www.swiss.com/jp/ja>

6. S B B (スイス鉄道) 運行状況

(1) S B B のコロナウイルスに係る制限

<https://news.sbb.ch/artikel/96331/coronavirus-restrictions-to-swiss-rail-travel>

(英語)

<https://news.sbb.ch/artikel/95750/coronavirus-extrazuege-fuer-grossveranstaltungen-fallen-aus> (ドイツ語)

7. 現時点において、スイスでは空港における水際での制限措置などは導入していませんが、16日のスイスの閣議決定では、空港における国境措置の実施についても検討しているとしており、今後の動きにもご注意ください。

8. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

(1) 在留届 (3か月以上滞在する方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(2) 「たびレジ」 (3か月未満の旅行や出張などの際)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html